

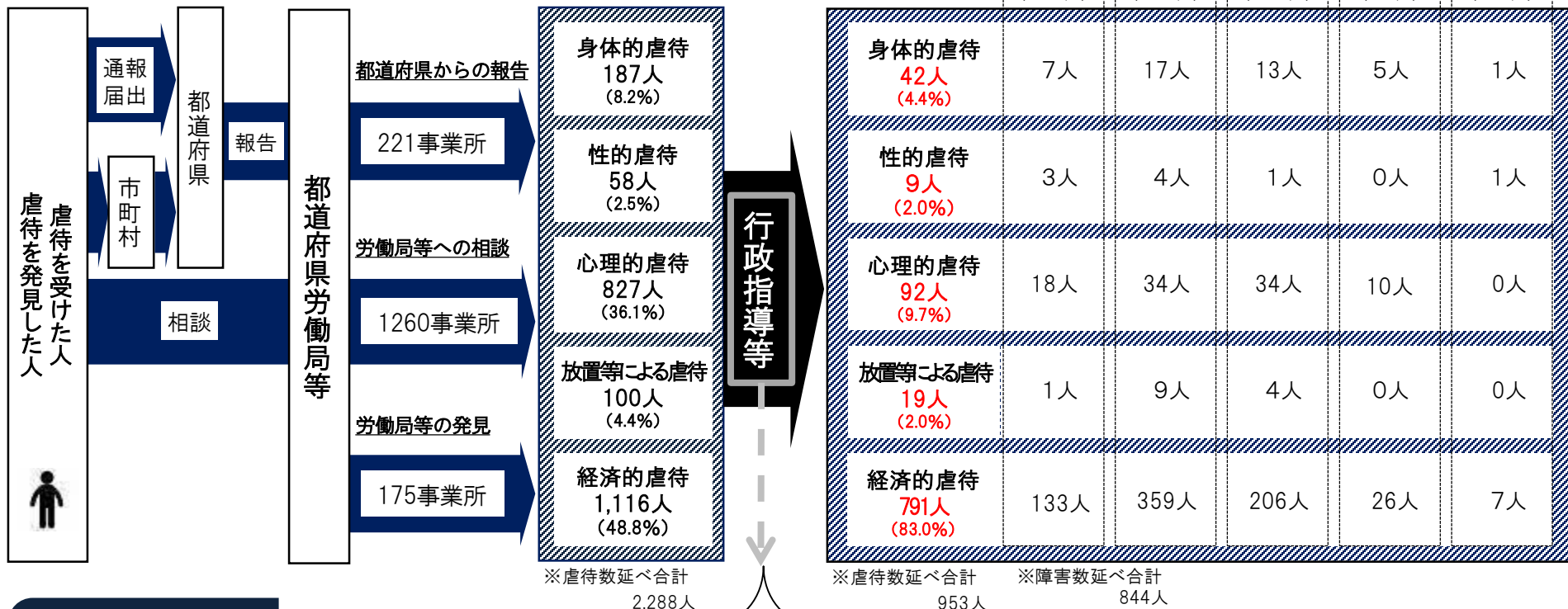
平成30年度における使用者による障害者虐待の状況等

通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 **1,656事業所**
○通報・届出対象の障害者 **1,942人**

虐待が認められた事案

○虐待が認められた事業所 **541事業所**
○虐待が認められた障害者 **900人**



労働局での対応

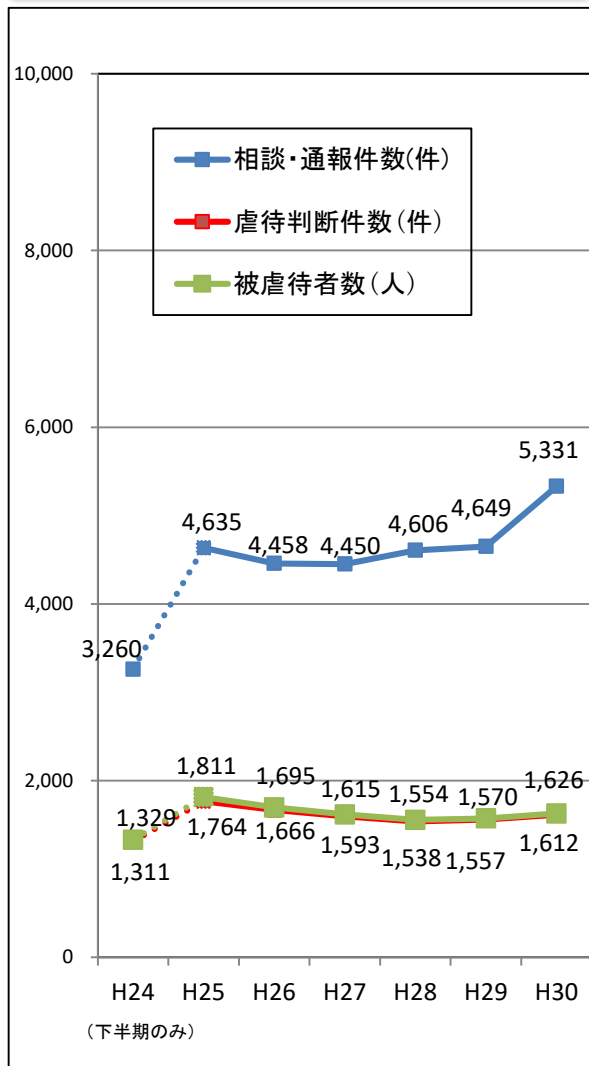
○労働局で行った措置 **920件**

※平成30年度以前に通報・届出が寄せられた事業所を含む。

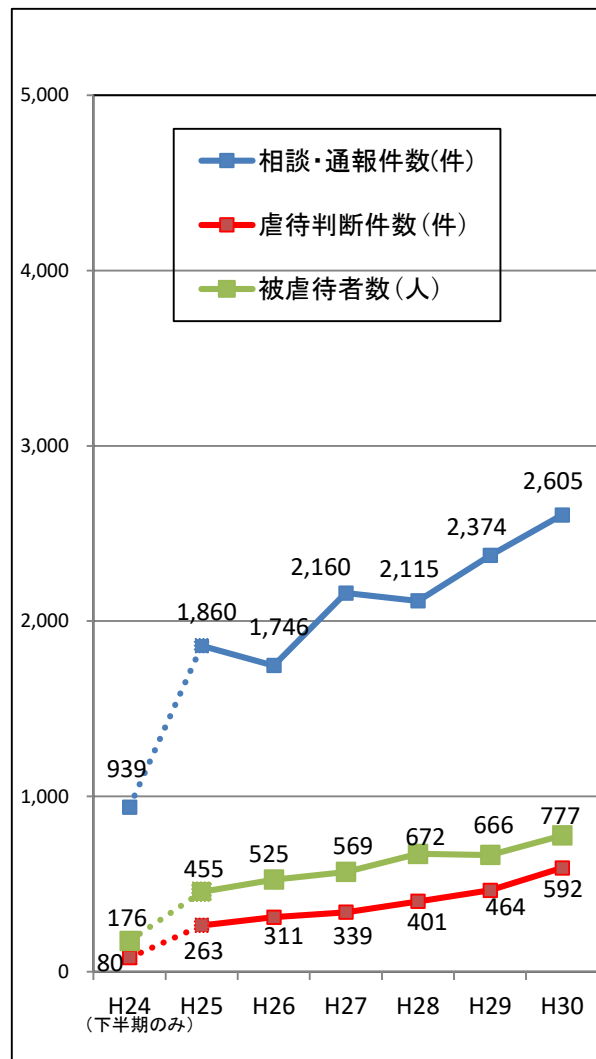
労働基準監督署	公共職業安定所	労働局 雇用環境・均等部(室)	
労働基準関係法令に基づく指導等(賃金未払等) 797件(86.6%) 〔うち最低賃金法関係 517件(56.2%)〕	障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 89件(9.7%) (いじめ、嫌がらせ等)	男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 11件(1.2%) (セクシャルハラスメント等)	個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 23件(2.5%) (その他)

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

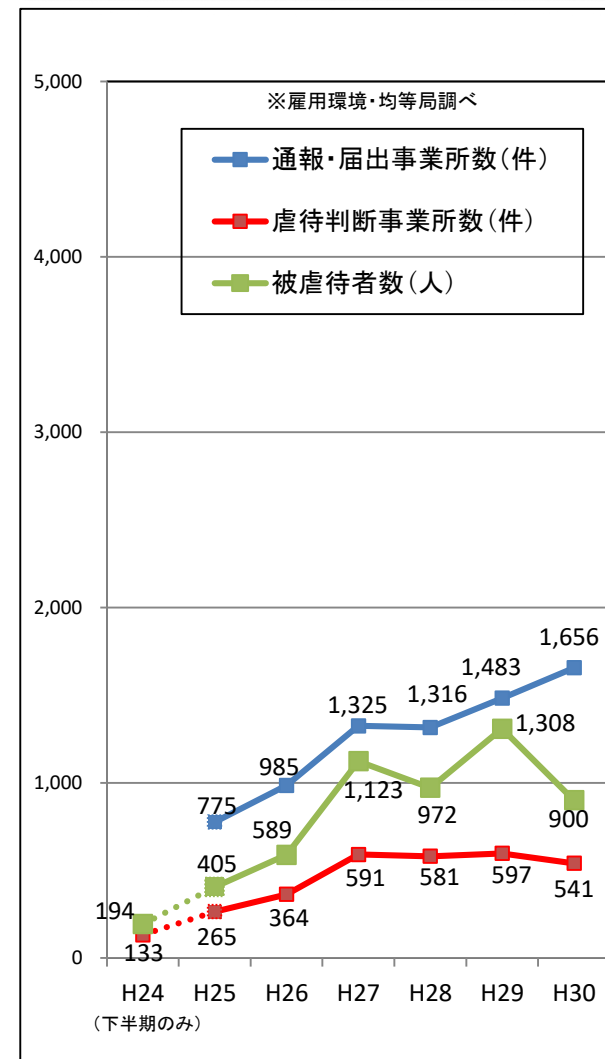
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



注：平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。

平成30年度 道内における障がい者虐待対応状況調査結果

- 調査名称 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査
- 実施主体 厚生労働省
- 調査対象 市町村（道内179市町村、全国1,741市町村）及び都道府県
- 調査期間 平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

●養護者による障がい者虐待の状況

1 相談・通報・届出件数、虐待件数、相談・通報者別件数（重複有）

	通報等	虐待	通報者等	本人	家族	住民	医療関係者	教職員	相談支援専門員、施設職員	警察	市町村	他
全道	296	84	全道	26	9	7	6	2	40	199	5	7
全国	5,331	1,612	%	8.8	3.0	2.4	2.0	0.7	13.5	67.2	1.7	2.4
			全国	914	215	140	190	41	1,651	1,695	344	389
			%	17.1	4.0	2.6	3.6	0.8	31.0	31.8	6.5	7.2

2 虐待の種別・類型（重複有）、被虐待者の性別、障がい種別（重複有）

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	経済的	男	女	身体	知的	精神(発達障がい含む)	他
全道	69	3	20	8	8	20	66	12	37	43	3
%	82.1	3.6	23.8	9.5	9.5	23.3	76.7	14.0	43.0	50.0	3.5
全国	1,025	65	474	236	342	573	1,053	321	862	651	31
%	63.6	4.0	29.4	14.6	21.2	35.2	64.8	19.7	53.0	40.0	1.9

3 虐待者の続柄（重複有）

通報者等	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	他
全 道	25	15	28	2	3	2	5	12
%	27.2	16.3	30.4	2.2	3.3	2.2	5.4	13.0
全 国	433	431	224	36	71	32	318	229
%	24.4	24.3	12.6	2.0	4.0	1.8	18.0	12.9

●施設従事者等による障がい者虐待の状況

1 相談・通報・届出件数、虐待件数、相談・通報者別件数（重複有）

	通報等	虐 待
全 道	111	20
全 国	2,605	592

通報者等	本人	家族等	住民	相談支援専門員等	当該事業所職員・元職員	事業所設置者	警察	他
全 道	26	16	2	13	14	9	1	34
%	23.4	14.4	1.8	11.7	12.6	8.1	0.9	30.6
全 国	463	336	70	235	578	327	29	706
%	17.8	12.9	2.7	9.0	22.2	12.6	1.1	27.1

2 虐待の種別・類型（重複有）、被虐待者の性別、障がい種別（重複有）

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	経済的	男	女	身体	知的	精神(発達障がい含む)	他
全道	8	4	10	1	2	15	11	4	19	5	2
%	40.0	20.0	50.0	5.0	10.0	57.7	42.3	15.4	73.1	19.2	7.7
全国	306	79	252	34	42	510	267	176	581	138	30
%	51.7	13.3	42.6	5.7	7.1	65.6	34.4	22.7	74.8	17.8	3.8

3 事業所の種別

	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	地域活動支援センター	放課後等デイサービス	他
全道	7	0	0	0	0	4	2	2	0	3	2
%	35.0	0	0	0	0	20.0	10.0	10.0	0	15.0	10.0
全国	136	15	106	17	2	37	74	89	7	70	39
%	23.0	2.5	17.9	2.9	0.3	6.3	12.5	15.0	1.2	11.8	6.6

●使用者による障がい者虐待の状況

1 相談・通報・届出件数、虐待件数、相談・通報者別件数（重複有）

	通報 等	虐 待
全 道	23	19
全 国	641	541

通報者等	本人	家族 等	住民	教職員	相談支援 専門員	同僚	市町村職員	他
全 道	10	2	3	0	2	0	0	4
%	43.5	8.7	13.0	0.0	8.7	0	0	17.4
全 国	260	63	18	0	39	19	24	237
%	40.6	9.8	2.8	0	6.1	3.0	3.7	37.0

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

A施設

虐待を受けたと
思われる障害者
を発見した人



通報義務

サービス管理
責任者



通報義務

施設長
管理者



通報義務



相談



相談



市町村障害者虐待防止センター